

岬町橋梁個別施設計画

令和 7 年 4 月改定

岬町都市整備部土木課

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 対象施設	P. 1
3. 計画期間	P. 2
4. 対策の優先順位の考え方	P. 2
5. 個別施設の状態等	P. 3
6. 対策内容と実施時期	P. 3
7. 対策費用	P. 4
別表. 施設一覧表	P. 5

1. はじめに

岬町では、平成25年度に岬町が管理する橋梁の内、重要度の高い橋長15m以上の橋梁15橋を対象に長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型へ転換を行い、事業を進めてきた。

そのような中、平成26年7月に施行された道路法の改正により、道路管理者は橋長2m以上の橋梁について、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことが義務付けられ、平成29年度に岬町が管理する全ての橋梁の点検を行い、令和4年度に2巡目定期点検が完了した。令和4年度定期点検の結果、1橋が判定区分Ⅳ（緊急措置段階）、12橋が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された。判定区分Ⅳ（緊急措置段階）は通行止めを行っており、すみやかに修繕を進める計画としている。判定区分Ⅲ（早期措置段階）は次回点検までに修繕を終えることが望ましいとされており、改めて事後保全型から予防保全型への方向転換及び事業費の平準化を図ることが重要である。

そこで、本町は次の観点から計画をとりまとめ、橋梁個別施設計画とする。

表1 健全性の診断結果分類表

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予 防 保 全 段 階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早 期 措 置 段 階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊 急 措 置 段 階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

2. 対象施設

岬町が管理する2m以上の橋梁105橋を対象とする。

今後、道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検⇒診断⇒措置⇒記録というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等が法令で定められ、また「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」（平成26年4月）により、メンテナンスサイクルを持続的に回すよう取組むべきと提言された。

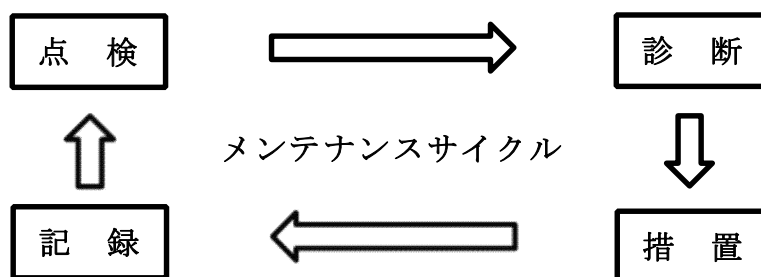


図1 メンテナンスサイクル図

3. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、令和5年度から次回定期点検年度である令和9年度までの5年間とする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。

4. 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図れるよう必要な措置を講ずる。

また、対策の優先順位については、健全性の他、第3者への影響度や路線の重要度などを総合的に勘案して判断する。

なお、判定区分Ⅰ及びⅡの橋梁については、次回点検まで経過観察とするが、初々橋については、令和3年度に設計が完了しているが、令和6年度以降に工事着手することが施工条件であり、応急補修を実施しており、予算の平準化を鑑み、令和7年度に工事を行う計画とする。判定区分Ⅲ及びⅣの橋梁の内、新浜川1号橋及び朝日川6号橋については、令和5年度当初に橋梁補修設計に着手済みであるため優先順位を上位とする。

表2 優先順位の評価項目等一覧表

評価項目	条件及び評価点		
主要部材の損傷状況	健全度（点検結果評価点） (100 - 健全度) × 10 = 評価点		
路線の重要度	1級 100	2級 50	その他 0
緊急輸送道路の位置付け	国指定 100	府指定 70	町指定 50
国道・主要地方道へのアクセス路線の位置付け	緊急輸送道路 100	国道 70	府道 50
市町間を結ぶ路線の位置付け	有り 100	無し 0	
バス路線の位置付け	有り 100	無し 0	
近隣の施設状況（避難所や公共施設等の有無）	避難所 100	公共施設等 50	
道路示方書の適用時期	1980年以前 100	1980~1996年 50	1996年以降 30
橋長	15m以上 100	5~15m 50	5m未満 0

5. 個別施設の状態等

岬町が管理する橋梁の健全度は下表のとおりである。

表3 健全度一覧表

単位（橋）

	判定区分Ⅰ	判定区分Ⅱ	判定区分Ⅲ	判定区分Ⅳ	計
橋長15m未満	61	13	12	1	87
橋長15m以上	16	2	0	0	18
計	77	15	12	1	105

6. 対策内容と実施時期

令和4年度の点検結果及び優先順位の評価を踏まえ、下記橋梁の措置を講ずる。

なお、対策内容及び実施時期に記載のない橋梁については、詳細が決まり次第、随時、計画を見直すものとする。

表4 対策内容及び実施時期一覧表

単位(千円)

橋梁名	路線名	点検結果	措置内容	R5	R6	R7	R8	R9	評価点	優先順位	対策費用
背合橋	畑線	Ⅲ	断面修復		設計	補修			1350.0	4	2,722 14,200
初ヶ橋	西畑線	Ⅲ	架替			補修			838.2	3	— 26,000
臨港1号橋	小田平北線	Ⅲ	塗替				設計	補修	990.5	9	6,500 4,620
新浜川1号橋	新浜1号線	Ⅳ	架替	設計	補修				1058.0	1	4,369 13,300
池谷1号橋	西畑線	Ⅲ	断面修復				設計	補修	1025.7	8	5,500 3,300
朝日川6号橋	緑四4号線	Ⅲ	塗替 当て板	設計	補修				820.2	2	2,152 3,575
弥勒川2号橋	緑四6号線	Ⅲ	塗替 当て板					設計	869.1	10	5,000 —
北出橋	深日漁港線	Ⅲ	塗替						612.5	13	— —
九艘川4号橋	淡輪二区3号線	Ⅲ	断面修復						700.0	12	— —
中出橋	上孝子西1号線	Ⅲ	塗替 当て板		設計	補修			1200.0	5	2,723 15,199
淡輪水道橋	別所線	Ⅲ	塗替 当て板			設計	補修		1053.9	7	4,047 17,800
中孝子3号橋	中孝子中央線	Ⅲ	塗替 当て板	設計					860.0	11	5,000 —
下出橋	上孝子西1号線	Ⅲ	塗替 当て板			設計	補修		1164.0	6	4,413 10,800
対策費用 計				11,521	22,320	63,859	40,600	12,920			

7. 対策費用

他工事のとの調整を図りつつ、「6. 対策内容と実施時期」の内容を基に費用の平準化を図るとともに、令和5年度から令和9年度までの5年間に実施する管理橋梁の修繕工事において新技術・新工法の活用を重点的に検討し、新技術採用工種の費用を1割程度、縮減することを目標とします。また、5年に1回の定期点検に併せて橋梁の適正な配置についての調査を行い、今後の周辺状況や利用調査を基に、令和15年度までに1橋程度の集約化・撤去を検討することで、更新時期を迎えるまでに必要となる約400万円の費用の縮減を目指します。なお、橋梁によっては予防保全との費用対効果、安全性、技術の伝承の観点等から総合的に判断し、有利な場合は橋梁の更新も検討します。

表5 年度別対策費用一覧表

単位(千円)

計画期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
概算費用	11,521	22,320	63,859	40,600	12,920

施設一覧表

No	橋梁名	路線名称	所在地	橋梁の種類	架設年次	橋長 (m)	幅員 (m)	判定区分
16	タンノワスイド ウキョウ 淡輪水道橋	別所線	岬町淡輪	1径間鋼ボニートラス橋	—	14.9	1.8	Ⅲ
20	セアハバシ 背合橋	畑線	岬町淡輪	1径間単純RC桁橋	昭和7年	11.4	4.0	Ⅲ
24	ハツガハシ 初ヶ橋	西畑線	岬町多奈川	1径間単純H型鋼桁橋	昭和30年	7.5	3.6	Ⅲ
32	ナホキ ムツサシゴ ウキョウ 中孝子3号橋	中孝子中央線	岬町孝子	1径間RCアーチ橋	—	5.0	4.2	Ⅲ
37	リンゴウイゴ ウキョウ 臨港1号橋	小田平北線	岬町多奈川	1径間単純H型鋼桁橋	—	4.6	3.7	Ⅲ
39	ニハツガ ワイゴ ウキョウ 新浜1号橋	新浜1号線	岬町多奈川	1径間単純H型鋼桁橋	—	4.5	1.8	Ⅳ
43	イサニイゴ ウキョウ 池谷1号橋	西畑線	岬町多奈川	1径間単純RC床版橋	—	3.9	3.5	Ⅲ
57	アサヒガ ワロガ ウキョウ 朝日川6号橋	緑西4号線	岬町深日	1径間単純H型鋼桁橋	—	3.1	5.3	Ⅲ
63	ミロガ ワコ ウキョウ 弥勒川2号橋	緑四6号線	岬町深日	1径間単純H型鋼桁橋	—	2.8	3.9	Ⅲ
80	キタデハシ 北出橋	深日漁港線	岬町深日	1径間単純RC床版橋	—	2.3	2.3	Ⅲ
85	クサガ ワヨゴ ウキョウ 九艘川4号橋	淡輪二区3号線	岬町淡輪	1径間単純RC床版橋	—	2.2	1.0	Ⅲ
95	ナホデハシ 中出橋	上孝子西1号線	岬町孝子	1径間単純H型鋼桁橋	—	7.0	2.2	Ⅲ
96	シモデハシ 下出橋	上孝子西1号線	岬町孝子	1径間単純H型鋼桁橋	昭和12年	6.9	3.3	Ⅲ